

議案第11号

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部改正について

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例  
の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部を改正する条例

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例  
(平成25年霧島市条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第148号)の施行に伴い、  
技術士試験の選択科目の一部が統合されるため、本条例の所要の改正をしようとするもの  
である。